

上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務（以下、「本業務」という。）

(2) 委託業務内容

別紙1「上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

(4) 委託料上限額

9,500千円（消費税及び地方消費税含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

参加する者は、次の掲げる各号すべてを満たす者とする。

- (1) 本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者であること。
- (2) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 参加の申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (7) 系統連携に関する電力会社（関連会社含む）との協議実績があること。
- (8) マイクログリッド構築に関する業務を受託した実績があること。
- (9) マイクログリッド構築に関する業務の実績を有する者を本件の管理技術者及び主要な担当者に配置すること。

5. スケジュール

実施要領の公表 ※上士幌町ホームページで公表	令和4年10月28日（金）
参加申込の受付	令和4年10月28日（金）から令和4年11月7日（月） 午後3時00分まで（必着）
質問の受付	令和4年10月28日（金）から令和4年11月4日（金） 午後3時00分まで（必着）
参加資格の確認結果通知	令和4年11月8日（火）
企画提案書の提出期間	令和4年11月8日（火）から令和4年11月14日（月） 午後3時00分まで（必着）
プレゼンテーション実施	令和4年11月18日（金） 予定
審査結果通知	令和4年11月21日（月） 予定
見積書提出	令和4年11月29日（火） 予定
契約締結	令和4年11月末予定

6. プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア. プロポーザル参加申込書（様式1）

イ. 会社概要調書（様式2）

ウ. 業務実績調書（様式3）

- ・会社、管理技術者及び主要な担当者の分をそれぞれ作成すること。
- ・上記4（7）及び（8）の要件を満たすように記載すること。
- ・記載した業務については、それを証明する契約書等の写しを添付すること。写しは、業務名、契約金額、契約当事者が表記されている部分のみで構わない。

エ. 業務実施体制調書（様式4）

- ・管理技術者（1人）、主要な担当者（1人）及び担当者（1人）について、記載すること。

オ. 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本

カ. 納税証明書（町税・国税）

- ・町税 納税（完納）証明書

※町内に本支店がない事業者で、町税の納税義務者でない事業者は不要とする。

- ・国税 個人事業者：納税証明書その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）
法人事業者：納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

(2) 提出部数 2部（正・副）及びPDFデータ

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録がわかるものに限る）

※持参の場合は土日祝日除き、役場開庁時間に限る。

(4) 提出期限 令和4年11月7日(月)午後3時00分必着

(5) 提出先

〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町役場ゼロカーボン推進課

[データ提出先] zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

(6) 書類審査

- ・プロポーザル参加申込書を提出した者について、参加資格を確認する。
- ・参加資格を満たす者が多数あった場合には、業務実績調書に基づき、おおむね5者程度を選定できるものとする。
- ・参加資格の確認結果通知は、すべての提出者に通知する。

7. 質問回答

(1) 質問方法

質問書(様式5)に本プロポーザルに関する質問事項を記載し、メールアドレスあてに提出すること。

メールの件名は「マイクログリッド基本設計プロポに関する質問(質問者名)」とすること。(電話又は口頭による質問は受け付けない。)

(2) 質問受付期間

令和4年10月28日(金)から令和4年11月4日(金)午後3時00分まで(必着)

(3) 提出先

上士幌町ゼロカーボン推進課

E-mail zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

(4) 回答方法

メールにて回答する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア. 企画提案書(様式6)

イ. 企画提案(A4縦用紙に横書き)

・様式6別紙に示した各項目について記載すること。各項目の細分化、項目の追加は認める。指定様式はないが、40頁程度にまとめ、簡潔で分かりやすい記述とすること。

ウ. 見積書(様式7)

エ. 工程表(A3横)

・任意の書式で作成すること。

※指定様式で記載するよう求めている場合を除き、提案者を特定することができる内容の記述はしないこと。

(2) 提出部数 9部(正1部、副8部)及びPDFデータ

※様式6及び7は1部のみ

(3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録がわかるものに限る)

(4) 提出期限 令和4年11月14日(月)午後3時00分まで(必着)

※持参の場合は土日祝日除き、役場開庁時間に限る。

(5) 提出先

〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町役場ゼロカーボン推進課

[データ提出先] zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

9. プレゼンテーション

提出した企画提案について、上士幌町マイクログリッド構築に関する基本設計策定業務委託プロポーザル選定委員会(以下、選定委員会という。)に対しプレゼンテーションを行う。

(1) 実施予定日

令和4年11月18日(金)午後1時30分～

(2) 場所

河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町山村開発センター 第2研修室

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、説明者は業務実施体制調書に記載がある者が行うこと。なお、やむを得ない事情で業務実施体制調書に記載がある者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し町の了解を得ること。

(4) 持ち時間

質疑応答10分程度を含め、30分以内(予定)とし、持ち時間は提案者の数により、変更する場合がある。

(5) その他

- ・プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って、提案内容の説明等を行うものとする。
- ・プレゼンテーションで使用するパソコン・ケーブル類は提案者で用意すること。プロジェクター(EPSON EB-2265U)、スクリーン、予備のパソコンは町で用意する。

10. 評価基準

別紙2「プロポーザル評価基準」のとおり

11. 選定方法

- (1) 評価基準に基づき、提案書、ヒアリング等により審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を優先交渉者として選定する。
- (2) 審査の結果、企画提案内容が一定の基準に満たない場合には、優先交渉者を選定しないことがある。
- (3) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格(選定対象からの除外)とするとともに、その参加申込及び提案書を無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった者
- エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
- オ 見積書の金額が委託料上限額を超えている者

12. 選定結果の通知

選定結果は、文書で通知する。なお、審査の内容及び他の応募者に係る審査結果についての問い合わせには応じない。

13. 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、上士幌町情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、町から指示した場合を除き認めない。

14. 契約内容の決定及び契約の締結について

- (1) 優先交渉権者と委託内容、仕様書、提案内容等について調整を行ったうえで、契約内容を決定する。
- (2) (1) で決定した仕様書に基づき契約を行うための正式な見積書を提出すること。
- (3) 優先交渉事業者として選出された者と随意契約の相手方として見積合わせを実施する。
- (4) 優先交渉者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を優先交渉者として選定し、見積合わせを実施のうえ、随意契約する。
- (5) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) その他契約に関する条項は上士幌町財務規則によるものとする。

15. その他留意事項

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を町に請求することはできないものとする。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することができる。
- (4) 業務実施体制調書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に町の了解を得るものとする。この場合、変

更前と同等以上の者とする事。

16. お問い合わせ先

〒080-1492

北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町ゼロカーボン推進課

電話番号 01564-7-7255 / FAX 01564-2-4637

E-mail zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

町HP <https://www.kamishihoro.jp/page/00000351>